

会長に就任して



公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

会長 河村建夫*

この度、森喜朗前会長から公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の会長の役を引き継ぐことになりました。

私は、本財団及び臨床心理士とは長らく大きな関心と大事な関わりを持ってきました。文部科学大臣を務めたこともありますし、私的には娘がその資格取得を希望していたこともあります。また、特に、大変親しくさせていただいた故河合隼雄文化庁長官との出会いがあります。河合先生は本財団の設立により臨床心理士資格認定制度を整え、国民の心の健康に寄与する臨床心理専門職の社会的保証と専門性の確立のために資格法制化を目指し、その必要性を強く感じておられました。そこで、与野党を超えて関係者と相諮り、2005年4月に「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」(超党派議員連盟)を設立し、私は幹事長として関わり、2005年7月には二資格一法案提出に関する合意を取り付けるに至りました。しかし、医療団体や心理学関連の諸団体など、幅広い関連機関、組織間の共通理解が得られない中、二資格一法案が成立に至らないまま河合先生をお見送りすることになりました。河合先生のご存命中に実現が叶わずとても残

念に思っています。

その後、「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」の代表として資格法制化に関わる諸団体の意見を包含しながら、修士課程修了を基本としつつ広範な職域を対象とした国家資格の実現に努めてまいりました。公認心理師という国家資格が実現した背景としては、これまでの臨床心理士の皆さんの地道で多大なご努力が社会的に認知され感謝されてきた実績はもとより、彼らを世に送り出してきた169校の臨床心理士養成大学院の認定や約3万4千人にもなった臨床心理士資格認定を行ってきた本財団が果たした役割が大変重要であったといえます。特に、文部科学省が平成7年から調査研究を行い、今は全国の中学校を中心に配置しているスクールカウンセラー事業において臨床心理士は大変大きな役割を果たしています。これらの認識を共有するために、公認心理師法案成立の際に、臨床心理士の専門性が阻害されてはならないという附帯決議を加えた次第です。

しかし、本財団及び臨床心理士の使命は、心理職の国家資格の実現を成らしめた従来の実績だけにとどまらず、国民の心の健康と心のケアの充実これまで以上に寄与するところにあります。公認心理師法成立及び施行により、公認心理師の養成課程と専門性が徐々

*衆議院議員

に明らかになる中で、臨床心理学的専門性を主軸とする臨床心理士と心理職の活動分野における心理支援業務を重視する公認心理師はその訓練と養成課程、専門職としてのアイデンティティにおいても互いに異なることが明らかです。したがって、国民の心の健康と心のケアの充実のためには、二つの資格が共存し、互いに補うといった発展的な未来が望ましいと思われまます。そういう意味で、昨年本財団が示した「臨床心理士（制度）を揺るぎなく堅持し、多様な関連専門職との共存共栄を図る」という姿勢は公認心理師資格が法制化した今、重要な方針であると改めて考えています。

その国が豊かであるかどうかは、国民一人ひとりの心の豊かさにあるといえます。そのため、生まれてから死を迎えるまでの全生涯にわたる人々の心の問題へのケアは、今後ともますます重要な政策課題です。臨床心理士は、河合先生から直接に伺った、死の床に臨む人の心に寄り添うという意味での臨床を従来から実践されてきた、かけがえのない実績をもつ専門職ですが、その専門性を今後もさらに充実、発展させることによって、より一層質の高い心のケアの専門家の制度として日本に根差すよう、私も努力してまいる所存です。